

日本神経摂食嚥下・栄養学会利益相反マネジメント規程

(目的)

第1条 この規程は、日本神経摂食嚥下・栄養学会 (The Japan Society for Deglutition and Nutrition in NeuroMuscular Disorders : JSDNNM) (以下、「本学会」という.) の事業を行う際に生じるおそれのある利益相反 (conflict of interest: COI) の弊害に適切に対応するため、利益相反関係の透明性を確保するとともに、その適切な管理を行うことを目的とする。

(適用範囲)

第2条 この規程は、本学会において活動する、以下の各号に示す個人に対し適用する。

- (1) 会員
- (2) 本学会で発表・講演する者
- (3) 本学会誌に投稿する者
- (4) 事務所職員

(利益相反の定義)

第3条 利益相反とは、産学連携活動等における私的経済的利益関係によって、本学会における公的活動に必要とされる公正かつ適正な判断が損なわれる恐れのある事態をいう。

2 本規程において、「産学連携活動における私的経済的利益関係等」とは、本学会以外の企業・法人組織、営利を目的とする団体から以下の各号のいずれかを受け取ることをいう。

- (1) 役員・顧問職
- (2) 株式等による利益
- (3) 特許権使用料
- (4) 講演料
- (5) 原稿料
- (6) 研究費・助成金などの総額
- (7) 奨学（奨励）寄付などの総額
- (8) 企業などが提供する寄付講座
- (9) その他研究と無関係な提供旅費、贈答品などの受領

(責務)

第4条 本学会理事長は、利益相反に関連する規定を周知する。

- (1) 本学会代表理事、副代表理事、理事、監事、並びに学術大会会長は、就任時及び任期中毎年 COI 状態について、自己申告しなければならない。
- (2) 本学会が行う学術大会等において発表・講演する者は、研究活動にかかる COI 状態について開示しなければならない。

- (3) 本学会の学術雑誌に投稿する者は、研究実施にかかる COI 状態について、論文投稿時に自己申告すると共に、論文に開示しなければならない。
- (4) 第 6 条に規定する利益相反マネジメントは、利益相反の存在に関する審査を随時行うことができる。

(利益相反の自己申告基準)

第 5 条 以下の各号に開示すべき自己申告が必要となる事項及び金額を定める。

- (1) 第 3 条第 2 項第 1 号から第 3 号については、同一営利組織からの受領額が年間 100 万円を超える場合
- (2) 第 3 条第 2 項第 4 号及び第 5 号については、同一営利組織からの受領額が年間 50 万円を超える場合
- (3) 第 3 条第 2 項第 6 号及び第 7 号については、同一営利組織からの受領額が年間 200 万円を超える場合
- (4) 第 3 条第 2 項第 9 号については、同一営利組織からの受領額が年間 5 万円を超える場合

(利益相反マネジメント)

第 6 条 利益相反関係の透明性の確保と適切な管理を確保するため、投稿において COI 申告のあった場合には 編集委員会のメンバーで次の事項を審議する。

- (1) 提出のあった自己申告書に基づく研究活動における利益相反の存在
- (2) その他利益相反の透明性の確保と適切な管理に必要な事項

委員会は、審査結果を速やかに申告者へ通知あるいは勧告しなければならない。

- ① 研究活動における利益相反には該当しないことの承認
 - ② 利益相反を生じるおそれのある関係の遮断に関する勧告
- 委員会委員は、職務上知りえた COI の情報を他に漏らしてはならない

附 則

この規程は、2021 年 9 月 6 日から施行する